山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）（以下「法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援等、法による障害福祉サービスへの円滑な移行の促進を図るため、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、市町村、法人及びその他の民間団体（以下「補助事業者等」という。）とする。

（用語の定義）

第４条　この交付要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1)　「新体系」とは、法第５条各項に規定する便宜の供与をいう。

(2)　「旧体系」とは、法附則第２０条第１項に規定する旧法施設支援をいう。

(3)　「デイサービス事業所」とは、地域生活支援事業実施要綱　(平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙) ３（１）カ（別記６）（１２）に規定する経過的デイサービス事業を平成１９年３月３１日現在において実施しており、引き続き同様の事業を行う場合の事業所をいう。

（補助対象事業）

第５条　この補助金は、次に定める事業に対し交付する。

(1) 市町村が行う事業

事　　業　　名	事　　　業　　　内　　　容
ア 事業運営安定化事業	旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させるため、従前の報酬額の９０％まで助成する。
イ 移行時運営安定化事業	旧体系の施設が新体系へ移行した場合であって、その報酬が新体系移行前月の報酬水準を下回るとき、その差額について助成する。
ウ 通所サービス利用促進事業	通所による障害福祉サービス事業所（旧法指定施設を含む。）に対し、送迎サービスに係る費用を助成する。

エ 新事業移行促進事業	旧体系施設から新体系への移行を促進するため、新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に対し助成する。
オ 事務処理安定化支援事業	法の施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請等の事務処理を適正に実施するための事務職員を効果的に配置している障害福祉サービス事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者包括支援事業所及び短期入所事業所を除く。）、障害者支援施設及び特定旧法指定施設に対し助成する。
カ 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	就労移行支援事業又は就労継続支援Ａ型を実施する事業所が、就労系事業の適否を判断するためのアセスメント（暫定支給決定）実施を特別支援学校、医療機関等と調整（会議等開催）し、円滑なアセスメント実施のための体制整備を図る場合に助成する。
キ グループホーム・ケアホーム等移行促進事業	入所施設の入所者が居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居を除く。）、グループホーム・ケアホーム、福祉ホームに地域移行するに当たり、地域生活を開始するために必要な物品類の購入に対して助成する。
ク 障害者自立支援法等改正施行円滑化対策特別支援事業	法及び児童福祉法の改正に伴い、地方自治体において一時的に必要となる事務に要する経費に対して助成する。
ケ 相談支援体制整備特別支援事業	相談支援体制の構築及び充実強化を図るための設備整備等に対し助成する。 ・ 相談支援事業所の新規立ち上げ支援、拡充支援（初度設備の整備、求人広告・研修等） ・ 障害者を対象とした地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施するセンター設置に必要な設備整備等への支援 ・ 居住サポート事業立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等への支援 ・ 社会資源や相談支援事業所等の評価を行うためのツールの導入、社会資源マップ作成等の地域自立支援協議会運営強化事業支援
コ 相談支援充実・強化事業	障害者等に対して障害福祉施策に関する情報を周知するため、相談支援の充実・強化を図る事業に対し助成する。

サ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援のために、市町村の機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備、音声コード普及のための研修・広報及び平成２３年度の地上デジタル放送への完全移行に伴い、平成２１年３月末現在、聴覚障害者用情報受信装置を利用する者への緊急支援に対し助成する。
シ 障害児地域支援体制整備事業	障害児を育てる親の相談支援充実のための設備整備等に対し助成する。 ・ 障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流スペースの整備及び遊具の設置 ・ 障害児支援情報共有システムの構築
ス オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業	オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等（オストメイトが頻繁に利用する公共施設等）に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備に対して助成する。
セ 体育館等バリアフリー緊急整備事業	障害のある者が障害者スポーツ競技等への参加の機会をつくり、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害者に対する理解を深め、障害者の社会参加を推進するために行う体育館等のバリアフリー化に対して助成する。

(2)法人及びその他の民間団体が行う事業

事　　業　　名	事　　　業　　　内　　　容
ア 事業運営安定化事業	旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させるため、従前の報酬額の９０％まで助成する。
イ 事務処理安定化支援事業	法の施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請等の事務処理を適正に実施するための事務職員を効果的に配置している障害児施設に対し助成する。
ウ 障害者自立支援基盤整備事業	平成２３年度までに新体系へ移行する施設等の改修及び増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備、新体系に移行した施設において必要となる生産設備・介護設備・送迎車両等の整備に対し助成する。

エ 大規模生産設備整備事業	就労継続支援事業所に対する工賃引き上げを図るため大規模な生産設備整備に対し助成する。
オ 事業所開設準備助成事業	障害福祉サービス事業所等の開設に必要となる初度設備費に対し助成する。
エ グループホーム・ケアホーム等移行促進事業	施設入所者の地域生活への移行を促進するための事業等に対し助成する。 ・ グループホーム・ケアホームを実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い初度に係る敷金、礼金を助成する。 ・ 精神科病院（精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設含む）から退院・退所し、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居を除く。）、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームに地域移行するに当たり、地域生活を開始するために必要な物品類の購入に対して助成する。 ・ 入所施設職員の地域移行支援により施設入所者等が地域生活へ移行した場合について、障害者支援施設や療養介護を行う医療機関等に対して助成する。
オ 精神障害者等の家族に対する支援事業	精神障害者の家族が、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成する。
カ 障害者職場実習・職場見学促進事業	就労移行支援、就労継続支援事業所等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合又は就労移行支援事業者、就労継続支援事業者が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合にその費用を助成する。
キ 障害者一般就労・職場定着等促進支援事業	就労移行支援事業者が利用者の一般就労に必要な社会的課題を分析した講座等の企画・開催や既に就労している障害者に対して障害者就業・生活支援センター等と協力し、勤務時間外に行う就労を定着していくために必要な研修会、自主交流会の開催、又は障害者の雇用を検討する企業に対し就労移行支援事業者及び就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）が職務内容等を提案し、障害者を雇用する企業の開拓を図る場合、又は就労移行支援事業者、就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）及び授産施設が離職の危機を迎えている者への対応、やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供などにかかる支援した場合にその費用を助成する。
ク目標工賃達成助成事業	就労継続支援Ｂ型で働く障害者の工賃引き上げを支援する

	ため、平均工賃月額の２０％以上増額を工賃の達成目標に掲げ、一定程度の成果を上げている事業所に対して助成する。
ケ 相談支援体制整備特別支援事業	相談支援体制の構築及び充実強化を図るための設備整備等に対し助成する。 ・ ・ 相談支援事業所の立ち上げ支援（初度設備の整備等） ・ 障害者を対象とした地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業に必要な設備整備への支援
コ 福祉・介護職員処遇改善事業	福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、当該処遇改善に係る費用を助成する。

（補助対象経費）

第６条　補助対象経費は、別表の「補助対象経費欄」に掲げる経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

第７条　この補助金の交付額は、別表第２欄に定める補助基準額と別表第３欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第４欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内とする。（ただし、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、別表の１（１）（２）（８）（１０）、２（１）（６）（７）（１２）の事業を除き、これを切り捨てるものとする。）

（補助金の交付申請）

第８条　補助事業者等が、補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、次に定める補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1)　第５条(1)市町村が行う事業

山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金交付申請書（別記第１－１号様式）

(2)　第５条(2)法人及びその他の民間団体が行う事業

山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金交付申請書（別記第１－２号様式）

（補助金の交付決定）

第９条　知事は、第８条による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第１０条　この補助金の交付の決定に際しては、次の条件を付するものとする。

１　補助対象事業の内容又は事業に要する経費の配分を変更（次に定める軽微な変更を除く。）するときは、知事の承認を受けなければならない。

(1)　事業の内容については、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

(2)　事業に要する経費の配分については、各事業経費の間のいずれか少ない額の２０％以内の変更。

2　補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

3　補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

5　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

(1)　この補助金を他の用途に使用したとき。

(2)　補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(3)　虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

6　事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。）第１４条第１項第２号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

7　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を山梨県に納付させることがある。

8　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

9　知事は、第１項から第９項に定めるもののほか必要があると認めるときは、負担金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（変更の承認申請）

第１１条　補助事業者等が前条の規定による変更の承認を受けようとするときは、次に定める補助金変更申請書を知事に提出しなければならない。

(1)　第５条(1)市町村が行う事業

山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金変更申請書（別記第２－１号様式）

(2)　第５条(2)法人及びその他の民間団体が行う事業

山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金変更申請書（別記第２－２号様式）

（中止等の承認申請）

第１２条　補助事業者等が第１０条第２項の規定による中止等の承認を受けようとするときは、山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書（別記第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１３条　補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第１０条第２項の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、次に定める補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。補助事業等が完了しない場合において補助金等の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

(1)　第５条(1)市町村が行う事業

山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金実績報告書（別記第４－１号様式）

(2)　第５条(2)法人及びその他の民間団体が行う事業

山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金実績報告書（別記第４－２号様式）

２　前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに行なうものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（交付の特例）

第１４条　補助事業者等は、補助金の概算払いを受けようとするときは、山梨県障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費補助金概算払請求書（別記第５号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の請求は、別表に掲げる補助事業の種目ごとに行うものとする。

（書類の保管）

第１５条　補助事業者等は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、５年間保存しなければならない。

（福祉・介護職員処遇改善事業に係る適用除外）

第１６条　福祉・介護職員処遇改善事業については、第８条から前条までの規定は、適用しない。

２　福祉・介護職員処遇改善事業の申請、実績報告等実施方法に関しては、別に定めるところによる。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成１９年３月２２日から施行し、平成２４年１２月３１日をもって廃止する。

ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱廃止後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は平成２０年２月２７日から施行する。

附則

この要綱は平成２０年７月１日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附則
この要綱は平成２１年３月１２日から施行し、平成２０年１１月１日から適用する。

附則
この要綱は平成２１年１０月２３日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附則
この要綱は平成２１年１０月３０日から施行し、平成２１年７月８日から適用する。

附則
この要綱は平成２１年１１月２４日から施行し、平成２１年１０月９日から適用する。

附則
この要綱は平成２２年１０月２５日から施行する。